

ハイライト:

- ・「修正23年度税制改正法」と「財源確保法」について取り上げます！
- ・平成23年年末調整で、廃止事項があります！ご注意ください！

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
「修正23年度税制改正法」について (法人課税関係)	1
「財源確保法」について (法人税)	2
平成23年 年末調整の 廃止事項	2

早いものでもう12月。今年もあとわずかとなり、年末のせわしなさを感じる時期となりました。

今号は、11月30日に成立した「修正23年度税制改正法」と「財源確保法」、平成23年度年末調整での変更点について取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦  
中村友理香

### 「修正 23年度税制改正法」について (法人課税関係)

11月30日衆議院本会議で可決・成立した「修正23年度税制改正法」と、「財源確保法」について取り上げます。「修正23年度税制改正法」は、今年の1月に「平成23年度税制改正法案」として提出され、6月の法案修正により継続審議となっていたものです。法人課税関係では法人税率の引下げと、課税ベースの拡大等が盛り込まれています。

#### 法人税率の引下げ (^\_^)

法人税率が、現行の30% から25.5% に引下げられます。中小企業に対する法人税率についても、現行の22% から19% へ引下げられ、年800万円以下の所得金額に適用される軽減税率についても現行の18%から15% へ軽減されます。適用時期は、平成24年4月1日以後開始する事業年度からとなります。ただし、「財源確保法」により平成24年4月から3年間、法人税額の10%が上乘せされます。(詳細は次頁参照)

#### 【図1】

	年間所得金額	現行		改正後	
		年800万円超	年800万円以下	年800万円超	年800万円以下
法人の区分	普通法人 (資本金等の額が1億円超)	30%	-	25.5%	-
	中小法人 (資本金等の額が1億円以下)	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
	公益法人等、共同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)
	共同組合等(連結)、特定の医療法人(連結)	23%	(19%)	20%	(16%)
	特定の共同組合等(年10億円超)	26%		22%	

(注) ・中小法人には、一般社団法人及び人格のない社団等を含みます。

・年間所得金額 800万円以下に適用されるカッコ書きの軽減税率については、平成24年4月1日から平成27年3月31日 までの開始事業年度に適用されます。中小法人について、資本金の額等が5億円以上の法人等による完全支配関係がある法人には適用されません。

## 減価償却制度の見直し (>\_<)

定率法の償却率について定額法の2.5倍とする現行の250%定率法から、定額法の償却率(1/耐用年数)を2倍した200%定率法に改正されます。平成24年4月1日以後に取得する減価償却資産について適用となります。

【図2】	現行	改正後
定率法の償却率	定額法の償却率を2.5倍した数 $(1 \div \text{耐用年数}) \times 2.5$	定額法の償却率を2倍した数 $(1 \div \text{耐用年数}) \times 2$ 対応する改正償却率、保証率も変更
例：耐用年数 5年 取得価額 1,000万円 1年目の償却費 2年目の償却費	償却率： $(1 \div 5) \times 2.5 = 0.5$  1,000万円 $\times 0.5 =$ <b>500万円</b>  (1,000万円 - 500万円) $\times 0.5 =$ <b>250万円</b>	償却率： $(1 \div 5) \times 2 = 0.4$  1,000万円 $\times 0.4 =$ <b>400万円</b>  (1,000万円 - 400万円) $\times 0.4 =$ <b>240万円</b>

## 欠損金等の繰越控除の見直し (中小企業は(^\_^))

現行では青色欠損金を上限として所得金額から控除されますが、相殺できる青色欠損金額が所得金額の80%までに制限され、控除できる期間が7年から9年に延長されます。ただし、中小法人等については80%の制限はなく、控除期間は7年から9年に延長されます。適用時期は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度からとなります。

【図3】	現行	改正後
欠損金控除前の所得：10億円 青色繰越欠損金：12億円	欠損金の控除限度額 10億円	8億円 (10億 $\times$ 80%)
	翌期以降の繰越額 2億円	4億円
	欠損金控除後の課税所得 0 (= 10億 - 10億)	2億円 (= 10億 - 8億)

## 「財源確保法」について (法人税)

東日本大震災からの復興財源を確保するため、すべての法人に対して、法人税額の10%が「復興特別法人税」として課税され、上乘せされます。

平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

よって、この期間の法人税率は  $25.5\% + (25.5\% \times 10\%) = 28.05\%$  となります。

なお、復興特別法人税は、国税のみのため、地方税である法人住民税及び法人事業税は従来通りで変わりはありません。



ホームページもご覧ください  
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

## 平成23年 年末調整の廃止事項

### 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合について

使用人に対して住宅を取得する資金の貸し付けを行っている場合に、年1%以上の利率で貸し付けていれば、使用人に与える経済的利益は給与として課税されないという特例がありましたが、平成22年12月31日の適用期限の到来をもって廃止されました。

平成23年1月1日以降、新規に使用人に対して低金利で住宅資金の貸し付けを行った場合については、年末調整時に給与課税しなければならない場合もありますので、該当者の有無をご確認ください。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)